## 日本大学内部質保証推進規程

令和3年3月12日制定 令和3年3月1日施行

(趣旨及び目的)

- 第1条 この規程は、日本大学(以下「大学」という)の内部質保証推進に関する必要事項を定める。
- 2 大学の内部質保証は、大学の目的及び使命並びに各種方針等に基づき、自らの責任における教育研究活動等の適切な水準の保証、学生の学修の充実及び学修成果の向上を実現するため、自己点検・評価活動を恒常的に行うとともに、全学的な改善・向上に向けた取組を継続的に行い、大学の教育の質保証を図り社会的責務を果たすことを目的とする。

(内部質保証の推進体制)

- 第2条 大学の内部質保証の推進体制は、次のとおりとする。
  - ① 大学の内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として、大学に全学内部質保証推進委員会 (以下「全学推進委員会」という)を置く。
  - ② 大学院独立研究科,専門職大学院,学部(併設の大学院研究科及び付属の専門学校を含む), 通信教育部及び短期大学部(以下「学部等」という)の内部質保証の推進に責任を負う組織として,学部等に学部等内部質保証推進委員会(以下「学部等推進委員会」)を置く。
  - ③ 内部質保証体制の適切性を検証するために、外部有識者の意見を求めることができる。

(全学推進委員会の構成)

- 第3条 全学推進委員会は、次の者をもって構成し、委員は大学が委嘱する。
  - ① 副学長
  - ② 常務理事
  - ③ 学務部長
  - ④ その他学長が推薦する者 若干名
- 2 委員長は、学長が指名する。
- 3 委員長及び委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 学長は、随時、委員会に出席することができる。

(全学推進委員会の任務)

- 第4条 全学推進委員会の任務は、次のとおりとする。
  - ① 大学の内部質保証の推進に関する事項
  - ② 大学の自己点検・評価活動に対する運営支援、検証及び改善指示に関する事項
  - ③ 大学の認証評価に関する事項
  - ④ その他大学の内部質保証に関する事項

(学部等推進委員会の構成)

- 第5条 学部等推進委員会は,当該学部等の専任教職員若干名をもって構成し,委員は大学院独立研究科長,専門職大学院研究科長,学部長,通信教育部長又は短期大学部学長(以下「学部等の長」という)が委嘱する。
- 2 委員長は、委員のうちから学部等の長が委嘱する。
- 3 委員長及び委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(学部等推進委員会の任務)

- 第6条 学部等推進委員会の任務は、次のとおりとする。
  - ① 学部等の内部質保証の推進に関する事項
  - ② 学部等の自己点検・評価活動に対する運営支援、検証及び改善指示に関する事項
  - ③ その他学部等の内部質保証に関する事項

(委員以外の者の出席)

- 第7条 各委員会の委員長は、必要に応じ委員以外の者を出席させ意見を求めることができる。 (結果の活用及び公表)
- 第8条 学長は、全学推進委員会からの全学内部質保証結果を真摯に受け止め、改善に取り組むものとする。
- 2 全学内部質保証結果については、学内外へ公表するものとする。

(所 管)

- 第9条 内部質保証推進に関する事務は、本部においては学務部、学部等においては庶務課が行う。 (内規等)
- 第10条 この規程に関するその他の必要事項は、内規等で別に定めることができる。

## 附 則

この規程は、令和3年3月1日から施行する。